

個人情報保護を巡る国内外の動向 (漏えい報告等の在り方関係)

令和元年 8 月 30 日

1. 各国における漏えい報告の在り方に関する調査

【調査概要】

漏えい報告の在り方について、下記のように異なる状況にある法域の監督機関に対し、国際会議の場での意見交換、現地訪問によるヒアリング等を行った。

状況	法域
近年漏えい報告を義務化した法域	カナダ、フランス、英国、オーストラリア
今後漏えい報告の義務化を検討している法域	シンガポール、香港※、ニュージーランド※ (※) 香港、ニュージーランドはウェブ上での調査であり、詳細は継続調査中
制定当初から漏えい報告を義務としている法域	フィリピン

【調査結果】

主なヒアリング項目及びヒアリング結果は以下のとおりであった。

1. 漏えい報告を義務化する意義

国際的な潮流、事業者間の不平等の解消といった回答が多くみられた。また、義務化に伴い社内の管理体制の見直し等が行われ事業者の安全管理措置が進むとともに、報告することで当局から必要なアドバイスを受けることができるため、国全体として安全管理のレベルがあがるといった回答もあった。

1. 各国における漏えい報告の在り方に関する調査

2. 漏えい報告義務化にあたり特に議論した点

① 漏えい報告のフレームワーク

報告を行うべき相手方（監督機関、データ主体）や報告期限の要否、漏えい状況の記録の保存義務といった報告義務の内容の検討に加え、漏えい等発生時に備えて企業にどういった対応を求めるか（漏えい報告前に組織内でのアセスメントを求める、発生時の対応マニュアルを組織内で定めるように義務付ける等）といった点も検討されていた。

② 漏えい報告の要否に関する基準の設定要否及び内容

義務化にあたっては、**漏えい報告の要否に関する基準（しきい値）**を設ける例が多くみられた。具体的な基準の設定に際しては、他法域を参考にする、事業者ヒアリングを行う、法改正前に試行運用期間を設け、しきい値についても当該期間中に広く意見を募るといった例があった。

③ 義務化後の対応体制

もともと漏えい報告が努力義務とされていた法域においては、義務化後に報告件数が増加するとの想定のもと、こういった状況に対する監督機関内での対応体制について議論されていた。（具体的な対応については、次項目を参照）

1. 各国における漏えい報告の在り方に関する調査

3. 漏えい報告義務化に向けて実施した対策

【監督機関内部】

職員の増員や漏えい報告受付のための専用部門の新設、報告を受けた案件をより効率的に処理し、限られた職員数の中で対応が必要なものにより多くの時間をかけるためのフレームワークを検討し運用開始していた。また、オンラインによる漏えい報告受付システムを導入（導入の検討も含む）した法域もあった。

【対外的】

義務化にあたっては、各法域とも事業者への周知に努めており、特に、報告に係るしきい値を設定している国については、その内容について事業者に対する説明を行ったり、事業者が報告要否を判断するにあたり参考とできるように、しきい値について具体例等をもとに詳しく説明したガイドライン（次頁「他国のガイドライン例」参照）を作成し広く一般に周知する、といった対応がなされていた。

また、改正前に改正後と同様の内容で試行運用をし、事業者が義務化に向けた準備をするための期間を設ける例もあった。

4. 義務化後の変化

もともと漏えい報告が努力義務とされていた法域においては、義務化後の報告件数は増加していた。また、義務化導入当初は、報告要否に関する問い合わせ（しきい値の内容等）が増加するとともに、報告義務違反に問われることを懸念した事業者から報告不要（しきい値以下）と思われる報告も多く寄せられたという例も見られた。

(参考) 他国のガイドライン例 (漏えい報告要否の判断基準の説明例)

他国には、個人データの漏えい等発生時に事業者がとるべき対応（被害拡大防止、影響範囲の特定、漏えい報告等）をまとめたガイドラインを策定し、その中で、漏えい報告要否を判断するための基準について説明している例がある。

例1 シンガポール「個人データ漏えいに関する管理ガイドライン2.0」 (GUIDE TO MANAGING DATA BREACHES 2.0) (抜粋・要約)

● 漏えい報告の要否に関する基準

シンガポールデータ保護当局や、影響を受けた個人への漏えい報告の要否に関する基準が明記されている。

- 情報が関連する個人に重大な損害又は影響をもたらす可能性が高い
又は
- それがかなりの規模である（500人以上の個人のデータが漏えいした）

● 事例

上記基準への該当性判断をする際に参考となる事例が複数紹介されている。 (PDPC：シンガポールデータ保護当局)

【事例1】 ホテル宿泊者1000人の宿泊情報（パスポート、クレジットカード情報含む）が入ったUSBメモリの盗難
パスポートやクレジットカード情報といった個人に重大な影響をもたらす情報が含まれ、かつ500人以上の個人データが漏えいしていることからPDPC及び影響を受けた個人に報告をすべき。

【事例2】 オンライン小売店の顧客データベースへの不正アクセスにより、700人の氏名・メールアドレス含む顧客情報が漏えい
500人以上の個人データが漏えいしているため、たとえ個人に重大な影響をもたらす可能性が高くないと判断される場合でも、PDPCに報告すべき（一方、個人への報告は不要と判断することも可能）。

【事例3】 保険会社社員が、保険契約の詳細（但し、暗号化されている）が含まれるUSBメモリを紛失
紛失したUSBメモリには、300人の契約者の氏名、保険契約番号、保険料等の情報が含まれていたが、当該データには標準的な暗号化がされており、関係者しかアクセスできない状態であったことから、個人に重大な損害をもたらす可能性は低いと判断し、かつ500人以下であるため、PDPCや個人への報告をしないことも選択可能。

(参考) 他国のガイドライン例 (漏えい報告要否の判断基準の説明例)

例2 オーストラリア

「個人データ漏えいへの備えと対応 ~1998年プライバシー法に従った個人データ漏えいの管理に関するガイド~」(抜粋・要約)

(Data breach preparation and response ~A guide to managing data breaches in accordance with the Privacy Act 1988(Cth)~)

● 漏えい報告の要否に関する基準

オーストラリアデータ保護当局及び影響を受けた個人への漏えい報告の要否に関する基準である

「対象となり得るデータ侵害 (eligible data breaches)」と認められるために必要な3つの基準が明記されている。

- ① 保有する個人情報への不正アクセス又は不正開示、若しくは個人情報の紛失
- ② 一人以上の個人に重大な損害をもたらす可能性が高い
- ③ 是正措置によっても重大な損害が発生するリスクを阻止できなかった

● (上記基準への該当性判断に必要な) 考慮要素

例えば、上記3つの基準のうち、②の「重大な損害」という基準について考慮する際の要素として、以下の点が説明されている。

- データ漏えいに巻き込まれた個人情報の種類 (健康情報等機微情報、パスポート情報、財務情報等)
- データ漏えいの状況 (侵害された個人の数、情報にアクセス可能であった期間、暗号化の有無等)
- データ漏えいから生じる可能性のある損害の性質 (経済的損失、身体的安全への脅威、ビジネス機会喪失等)

● 事例

③是正措置によっても重大な損害が発生するリスクを防止できなかったとの基準に関しては、事例を用いて説明がされている。

【事例】

多数の個人情報が含まれたデータファイルをメールで誤送信してしまったが、誤送信先は継続的な契約関係にある信頼できる取引先であったところ、誤送信後すぐに連絡し、データにアクセス・複製していないことを確認したうえ、データファイルを完全に削除したことを確認した。という事例では、重大な損害の危険性はないと判断することができる。

(参考) 漏えい報告に係る各国法令比較① (暫定版)

	カナダ	オーストラリア
制度の有無	あり	あり
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> Personal Information Protection and Electronic Documents Act 	<ul style="list-style-type: none"> Privacy Act 1988
漏えい報告に係る義務の位置づけ	義務 (PIPEDA DIVISION 1.1 10.1) ※2018年11月から義務化	義務(Privacy Act III C) ※2018年2月下旬から義務化
漏えい報告を行うべき相手方	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局 (Office of the Privacy Commissioner of Canada) (10.1(1)) 及び 影響を受ける可能性のある個人 (10.1(3)) 	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局 (Office of the Australian Information Commissioner) (26WK) 及び 影響を受ける可能性のある個人 (26WL)
漏えい報告の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> 保有している個人データについてのセキュリティ保護侵害 (a breach of security safeguard) が対象 	<ul style="list-style-type: none"> データ侵害 (a data breach) が対象
漏えい報告を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ保護侵害が発生したことを確認した後、可及的速やかに (10.1 (2)(6)) 	<ul style="list-style-type: none"> 可及的速やかに (26WK,WL)
漏えい報告の要否に関する基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対データ保護当局 当該セキュリティ保護侵害が、個人にreal risk of significant harm (重大な損害を与える現実的なリスク) を発生させると信じるに足りる合理的な根拠がある場合のみ報告要 重大な損害を与える現実的なリスクがあるか否かを判断する考慮要素には、以下が含まれるとされる (10.1 (8)) (a) 違反に関わる個人情報の機微性 (b) 個人情報の悪用の有無又はその可能性 (c) その他所定の要因 対本人 同上 但し、個人への通知が他の法律で禁止されている場合を除く (10.1(3)) 	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局、個人ともにeligible data breaches※1が生じた場合で、一定の例外要件※2に該当しない場合のみ報告要 <p>※1 以下の3つの基準を満たす場合にeligible data breachesとなる。 ①保有する個人情報への不正アクセス若しくは不正開示、又は個人情報の紛失②一人以上の個人に重大な損害をもたらす可能性が高い③是正措置によっても重大な損害が発生するリスクを阻止できなかった</p> <p>※2 例外要件 他の主体のeligible data breachesである場合や執行関連の活動である場合等一定の場合は例外的に報告不要</p>
義務の懈怠に係る罰則	あり	なし

(参考) 漏えい報告に係る各国法令比較② (暫定版)

	英国	フィリピン	シンガポール
制度の有無	あり	あり	あり
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> GDPR 	<ul style="list-style-type: none"> The Data Privacy Act of 2012 	<ul style="list-style-type: none"> The Personal Data Protection Act 2012 GUIDE TO MANAGING DATA BREACHES
漏えい報告に係る義務の位置づけ	義務 (GDPR第33条,第34条) ※2018年5月から義務化	義務 (第20条(f))	自主的な通知を推奨 ※義務化に向け、改正法案をパブリックコンサルテーション中
漏えい報告を行うべき相手方	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局 (Information Commissioner's Office) (第33条1項) 及び 個人データ侵害によって権利及び自由に対する高いリスクが発生する可能性があるデータ主体 (第34条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 当局 (National Privacy Commission) 及び 影響を受けるデータ主体 	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局 (The Personal Data Protection Commission) 及び 影響を受けた個人
漏えい報告の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> 個人データ侵害が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データ侵害が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 個人データ侵害が対象
漏えい報告を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局に対しては、可能な場合には、個人データの侵害を認識した時から72時間以内 (第33条1項) データ主体に対しては、高いリスクを伴う個人データ侵害を認識した場合速やかに (第34条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局に対しては、個人データの侵害を認識した時から72時間以内 一定の例外事由がある場合を除き、個人データの侵害を認識した時から72時間以内 	<ul style="list-style-type: none"> データ保護当局に対しては、当該個人データ侵害へのアセスメントを実施した時から72時間以内 個人には不当な遅滞なく ※義務化後は、同様の期限が設定される予定
漏えい報告の要否に関する基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 個人の権利及び自由に対する高度なリスクを生じさせるおそれがない侵害については報告不要 (第33条1項、第34条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> 身分詐称を可能とするために使用される可能性のある個人情報又はセンシティブ個人情報が無権限者によって取得されたと合理的に信じられる場合が対象 (第20条(f)) 	<ul style="list-style-type: none"> 対データ保護当局 500件以上の個人が影響を受けた場合又は違反により、重大な被害や影響が個人に生じる可能性がある場合に報告要 対個人 侵害された個人データに関わる個人に重大な損害又は影響が発生する可能性がある場合に報告要 ※義務化後は、同様の軽減措置が設けられる予定
義務の懈怠に係る罰則	あり	なし	なし

2. OECDにおける個人データ漏えい等報告に関する調査

1. 背景

- OECDでは、プライバシー執行機関が有するデータ漏えい通知に係る統計が、国際的に比較可能な指標となり、政策立案のエビデンスになり得るとして、その比較可能性についての検討を、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（ICDPPC）と共同で実施。
- 個人データの漏えい等報告について、各執行機関に対し実施した予備調査の結果が、本年5月の第45回OECDデジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会会合において発表されたところ。
- 本予備調査の結果を踏まえ、今後本調査が行われる予定。

2. 経緯

- セキュリティ及びプライバシー政策立案の基礎となるエビデンスを改善する目的で実施。
- 2018年5月 プライバシー執行機関が収集する一連の行政・技術データについて調査を実施
- 2018年7～10月 予備調査を実施
- 2018年11月 調査内容を改訂し、2019年に別の調査実施を提案
- 2019年3月 最終コメント

2. OECDにおける個人データ漏えい等報告に関する調査

3. 2018年予備調査の主な結果

- 37か国の44のプライバシー執行機関から返答。
- **個人データ漏えい等報告について義務化の傾向。**
- 共通化の可能性のある個人データ漏えい等報告のデータとして、以下のものが存在。
 - 個人データ漏洩報告の数、一般分類、事案の原因及び下位区分、漏えいしたデータの種類の種類
- **個人データ漏えい等報告について、75%の機関がOECDとデータを共有可能としている。**
- データの裏には様々な背景が存在している。

4. 2019年調査の実施

- 予備調査の結果を踏まえ、以下の点を含め、質問票を改定の上で、今年、調査の実施を予定。

(1) プライバシー執行機関によるデータ利用に関する新セクションの追加

- プライバシー執行機関による漏えい等報告データの使用状況
(例：意識を高めるための広報活動のため、ガイダンスを改善するため)
- リスクの阻止と軽減のために取るべき方策及び影響評価
(例：データ管理者に対するデータ漏えい等報告の影響（技術調査、収益への影響等）)

(2) 各国の様々な背景を理解するための追加調査

- 漏えいに係る原因に関するサブカテゴリの追加
- ニアミスに係る質問
- 例外及び分野特有の事項に係る質問
- ISIC（国際標準産業分類）に基づくセクター分類

3. GPENにおける個人データ漏えい等報告に関する調査

1. 背景

- GPEN (Global Privacy Enforcement Network[※]) では、執行実務に活かす目的で、毎年統一テーマを定めて、参加表明したGPEN加盟メンバーがそれぞれの法域内で事業者等に対して、「GPEN Sweep」と呼ばれる一斉調査を行っている。

※ Global Privacy Enforcement Networkとは、2007年のOECD勧告に基づき、2010年に諸外国の個人情報保護に係る公的な執行機関が作ったネットワークである、執行に関する議論等の情報交換を行っている。

- 調査結果は、事業者が特定できない形で、参加表明したGPEN加盟メンバーからGPEN事務局に報告され、調査結果をもとに同事務局が統計データとして結果を公表。

2. 本年の調査テーマ等

- 2019年のテーマは、「how data breach notifications are handled」であり、個人データ漏えい等に対して事業者がどのように対応（漏えい報告を含む）しているかという点について調査を予定。
- 選定理由は、昨今、漏えい報告を義務化した法域が増加し、また、ニュージーランド、シンガポールなど義務化を予定している法域も存在するところ、義務化の法域、非義務化の法域の双方において事業者等の漏えい時の運用状況を調査・比較することが有益と考えられるため。

4. 漏えい報告等に関する国内他法令比較①

	個人情報保護法	
制度の有無	あり	
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号（以下「告示」）） 	
漏えい報告等に係る義務の位置づけ	努力義務（告示2（5）及び3）	
漏えい報告等を行うべき相手方	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会（告示3） 	<ul style="list-style-type: none"> 影響を受ける可能性のある個人情報の本人（告示2（5））
制度の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 法令上は言及なし（告示では、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応の一環としている） 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上は言及なし（告示では、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応の一環としている）
漏えい報告等の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者が保有する個人データ等漏えい、滅失またはき損及びその恐れ等 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報の漏えい 上記のおそれ（告示1） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事業者が保有する個人データ等漏えい、滅失またはき損及びその恐れ等 個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報の漏えい 上記のおそれ（告示1）
漏えい報告等に含めるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 事実関係及び再発防止策等（告示3） 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等事案の内容等に応じて、事実関係等（告示2（5））
漏えい報告等を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> 「速やかに報告するよう努める」（告示3） 	<ul style="list-style-type: none"> 「速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことが「望ましい」（告示2（5））
漏えい報告等に係る軽減措置の概要	<p>下記の場合については、個人情報保護委員会への報告を要しない（告示（2））</p> <ul style="list-style-type: none"> 実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合（高度な暗号化が施されている等） FAXの誤送信等のうち軽微なもの 	<ul style="list-style-type: none"> なし（左記の場合であっても、「速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことが「望ましい」、とされる（告示3））
義務の懈怠に係る罰則	なし	
漏えい報告等の実績値	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度：3,338件 平成30年度：4,380件 	<ul style="list-style-type: none"> 統計データなし

4. 漏えい報告等に関する国内他法令比較②

	マイナンバー法		
制度の有無	あり		
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバー法（以下「法」。）第29条の4 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（以下「独法等告示」。）7 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（以下「事業者告示」。）2 ※行政機関における対応については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）に基づき、別途定めるとした事務連絡によるもの。		
漏えい報告等に係る義務の位置づけ	法的義務（法第29条の4）	努力義務（独法等告示7、事業者告示2）	
漏えい報告等を行うべき相手方	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会（法第29条の4） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会（独法等告示7、事業者告示1） 	<ul style="list-style-type: none"> 影響を受ける可能性のある本人（独法等告示5、事業者告示1(5)）
制度の趣旨	法令上は言及なし	法令上は言及なし	法令上は言及なし（独法等告示・事業者告示では、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点としている）
漏えい報告等の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じた場合（法第29条の4）： <ul style="list-style-type: none"> 「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（以下「規則」。）第2条で具体的な場合を規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合（独法等告示7、事業者告示1） <ul style="list-style-type: none"> ※左記の重大な事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合（独法等告示5、事業者告示1(5)） <ul style="list-style-type: none"> ※左記の重大な事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合を含む
漏えい報告等に含めるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 概要及び原因、特定個人情報の内容、再発防止のためにとった措置等（規則第3条） 	<ul style="list-style-type: none"> 事実関係及び再発防止策等（独法等告示7、事業者告示2） 	<ul style="list-style-type: none"> 事案の内容に応じて、事実関係等（独法等告示5、事業者告示1(5)）
漏えい報告等を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> 法では規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合：個人情報保護委員会に「速やかに」「報告する」（独法等告示7）、「速やかに」「報告するよう努める」（事業者告示2(1)） 重大な事態に該当する事案又はその恐れのある事案が発覚した場合：個人情報保護委員会に「直ちに」「報告する」（独法等告示7）、「直ちに」「報告するよう努める」（事業者告示3(2)） 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合：「速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状況に置く」（独法等告示5）、「速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状況に置く」ことが「望ましい」（事業者告示1(5)）
漏えい報告等に係る軽減措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> 法では規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員が100名以下の事業者については、実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合等、一定の要件を満たす場合には報告不要（事業者告示2(2)） ※独法等告示では特段の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし
義務の懈怠に係る罰則	なし		
漏えい報告等の実績値	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度（374件） 平成30年度（279件） ※行政機関からの漏えい報告等も含む。		<ul style="list-style-type: none"> 統計データなし

4. 漏えい報告等に関する国内他法令比較③

	電気通信事業法（重大な事故の報告）※このほか、通信の秘密が漏えいした場合についても、報告義務として規定。
制度の有無	あり
制度の根拠	• 電気通信事業法第28条
報告に係る義務の位置づけ	法的義務（法第28条）
報告を行うべき相手方	• 総務大臣（法第28条）
制度の趣旨	• 電気通信役務が利用できない、いわゆる「事故」は、単に当該電気通信事業者が提供する役務が停止したという事実だけでなく、その通信を利用して様々な社会・経済活動を行っている利用者への影響も大きいものとなっている。このため、一定の規模以上の事故については、事故の状況把握やその後の再発防止に向けた施策に活用するため、電気通信事業法及び関係規則等において、総務省への報告を電気通信事業者に義務付けている。
報告の対象となる事案	• 総務省令で定める重大な事故（法第28条） ※電気通信事業法施行規則第58条において、電気通信役務の区分に応じ、一定時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させた事故であって、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が一定数以上のものを重大な事故として報告の対象とすることを定めている。
報告に含めるべき内容	（速報） • 発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項（施行規則第57条） （詳報） • 発生日月日及び時刻、復旧年月日及び時刻、発生場所、事故の全体概要、事故の原因となった電気通信設備の概要、発生状況、措置模様（事故対応状況）、発生原因、再発防止策、利用者対応状況、関連する基準及び規程、関連する事故の発生傾向、電気通信設備統括管理者の氏名、事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名及び資格の種別（施行規則様式第50の3）
報告を行うべき期限	• 遅滞なく報告することが義務づけられており、（法第28条） • 具体的には、報告を要する事由が発生した後速やかに上記速報の事項を適当な方法により報告するとともに、上記詳報の事項を重大な事故が発生した日から30日以内に様式により報告書を提出しなければならない。（施行規則第57条）
報告に係る軽減措置の概要	• 法では規定なし
義務の懈怠に係る罰則	30万円以下の罰金（法第188条） ※また、罰金を科されると電気通信事業の認可等における欠格事由となる
報告の実績値	重大な事故の発生件数 • 平成30年度(4件) • 平成29年度(4件)

4. 漏えい報告等に関する国内他法令比較④

	電気事業法
制度の有無	※事故報告制度が存在
制度の根拠	• 電気事業法第106条
事故報告等に係る義務の位置づけ	法的義務（法第106条）
事故報告等を行うべき相手方	• 経済産業大臣または電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（電気関係報告規則第3条）
制度の趣旨	電気事故報告は、電気に係る保安の確保のために欠くことができないものであり、その内容の分析に基づいて、類似の事故の再発防止策を講じるとともに、電気工作物の安全性の確保、信頼性の向上等のための施策の検討を行う。また、本報告によって、電気工作物の施設、保守及び給電サービスの状況を明らかにし、電気に係る保安の確保のための規制の在り方について検討することが可能となる。
事故報告等の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> • 法第106条に基づき、電気関係報告規則第3条が事故報告を詳細化している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故 ➢ 電気火災事故 ➢ 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故 ➢ 主要電気工作物の破損事故 ➢ 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所に属する出力10万キロワット以上の発電設備に係る7日間以上の発電支障事故 ➢ 供給支障事故 ➢ 波及事故 ➢ ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐から異常に放流された事故 ➢ 電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故
事故報告等に含まるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> • 事故の発生日時及び場所、事故が発生した電気工作物、事故概要（電気関係報告規則第3条） • 上記のほか、下記事項の報告を求める地方局もある。 原因、被害状況、復旧日時、防止対策、主任技術者の氏名及び所属
事故報告等を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> • 事故の発生を知った時から24時間以内可能な限り速やかに速報（規則第3条） • 事故の発生を知った日から起算して30日以内に様式により報告書を提出しなければならない（同上）
事故報告等に係る軽減措置の概要	• 法では規定なし。ただし、例えば人の死傷について、報告規則で傷害については病院もしくは診療所に入院した場合に限られているなど、範囲を画することで一定の軽減が図られている（規則第3条参照）
義務の懈怠に係る罰則	• 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者に対して、30万円以下の罰金（第120条）
事故報告等の実績値	<ul style="list-style-type: none"> • 平成29年度(13,781件) • 平成28年度(11,302件)

4. 漏えい報告等に関する国内他法令比較⑤

	消費生活用製品安全法		
制度の有無	※事故報告制度が存在		
制度の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品安全法第35条第1、2項 	<ul style="list-style-type: none"> 法第34条第1項 	<ul style="list-style-type: none"> 法第34条第2項
事故報告等に係る義務の位置づけ	法的義務（報告）	努力義務（情報提供）	努力義務（通知）
事故報告等を行うべき相手方	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、内閣総理大臣に報告しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、一般消費者に対し情報を適切に提供するよう努めなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない
制度の趣旨	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする（法第1条）。		
事故報告等の対象となる事案	<ul style="list-style-type: none"> 重大製品事故（製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、一般消費者の生命又は身体に対し、死亡、三十日以上の治療期間を要する負傷又は疾病や身体の障害が存するもの、一酸化炭素による中毒の危害が発生したことや、火災が発生したこと） （法第2条第6項、法施行令第5条） 	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故（消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、および、消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもののいずれかに該当するものであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの）（法第2条第5項） 	<ul style="list-style-type: none"> 重大製品事故（製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、一般消費者の生命又は身体に対し、死亡、三十日以上の治療期間を要する負傷又は疾病や身体の障害が存するもの、一酸化炭素による中毒の危害が発生したことや、火災が発生したこと） （法第2条第6項、法施行令第5条）
事故報告等に含まるべき内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量 	<ul style="list-style-type: none"> 製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じた旨
事故報告等を行うべき期限	<ul style="list-style-type: none"> 重大製品事故が生じたことを知った日から10日以内（消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第3条） 	-	-
事故報告等に係る軽減措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> なし（ただし、重大製品事故の範囲によって一定の軽減が為されている） 	-	-
義務の懈怠に係る罰則	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備命令（法第37条） （上記命令に違反した場合）1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科（法第58条第5号） 法人への両罰規定（100万円以下の罰金）（法第60条第2号） 	-	-
事故報告等の実績値	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度（873件） 平成30年度（813件） 	-	-